

コンプライアンス

当社は、企業を存続させ、信用を担保するには、コンプライアンスが企業活動の大前提であると認識し、明確な指針のもとでコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの徹底に努めています。

コンプライアンス指針・体制

当社では、会社の利益追求を優先するあまり、役員・社員がコンプライアンス違反を起こすことは絶対にあってはならないと考えています。コンプライアンスを徹底するためにチーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会を設置して日頃からコンプライアンス違反の予防に努めており、その一環としてコンプライアンス・マニュアルを作成して全役員・社員に配布しています。このマニュアルには、重要分野として19項目のコンプライアンス指針（下欄参照）を掲げ、コンプライアンス上で疑義が残るような行為は「やらない」ことを徹底しています。万一、コンプライアンス上の問題が発生したときは、直ちに上司あるいは関係部署に報告し、最善の措置を取ることを常日頃から徹底しています。

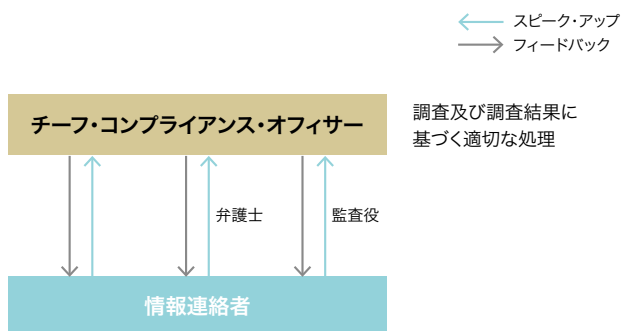
コンプライアンス啓発活動

イントラネットにコンプライアンス・マニュアルや各種法令に関するマニュアルなどを掲載し、常に最新版が閲覧できるようにしているほか、各種のコンプライアンス教育・啓発活動を推進しています。教育・啓発活動は、新人研修、新任管理職研修、新任理事研修など各種階層ごとの講習会や、各事業部門が主催する講習会及び全役員・社員を対象とした講習会によって実施しています。また、国内外で開催される各種会議の活用や、海外拠点・事業会社などを対象とした講習会を実施しています。さらに、全役員・社員を対象としたeラーニング「コンプライアンス講座」を継続的に開講しています。

スピーク・アップ制度

コンプライアンスの観点から問題が生じた場合、職制ラインによる報告ルートのほか、チーフ・コンプライアンス・オフィサーに直接連絡できる制度として「スピーク・アップ制度」を導入しています。連絡窓口には監査役や社外の弁護士を加え、連絡ルートを拡充してきました。調査結果をフィードバックするため、情報連絡は情報連絡者の氏名を明らかにして行うことを原則としています。社内規程によって情報連絡者並びに情報内容の秘密を厳守することや、情報連絡行為による連絡者本人への不利益な処遇がないことが保証されています。受け付けた情報については、チーフ・コンプライアンス・オフィサーにより適切に処理されます。

スピーク・アップ制度の仕組み



コンプライアンス指針

営業活動における指針	社会の一員たる 企業人としての指針	働きやすい職場を 維持するための指針	私的行為についての指針
● 独占禁止法の遵守 ● 安全保障貿易管理 ● 関税・輸出入規制 ● 各種業法の遵守 ● 知的財産権の尊重及び保全 ● 不正競争の禁止 ● 情報管理 ● 環境保全 ● 海外における営業活動	● 贈収賄の禁止 ● 外国公務員に対する不正支払の防止 ● 政治献金 ● 反社会的勢力との対決	● 人権尊重* ● セクシュアルハラスメントの禁止 ● パワーハラスメントの禁止	● インサイダー取引規制 ● 利益相反行為の禁止 ● 情報システムの適切な使用

* 世界人権宣言に準拠しています。